

日本医薬品卸勤務薬剤師会

准会員に関する内規

(趣 旨)

第1条 准会員については、会則に定めるところによるほか、この内規の定めるところによる。

(准会員の資格)

第2条 会則第7条に定める連合会の賛助会員会社の業務に従事する薬剤師及び連合会の正会員構成会社と関連する会社の卸売販売業の業務に従事する薬剤師で、本会の事業を理解し、その趣旨に賛同する者とする。

(入 会)

第3条 前条に定める資格を有するもので入会を希望するものは、常任理事会の承認を得て入会することができる。

2. 入会の手続

- ①入会希望者は、入会申込書に会社案内を添付のうえ本会事務局へ連絡
- ②常任理事会承認（審査）
- ③事務局より入会希望者へ審査結果の送付
- ④事務局より所属支部へ准会員入会の旨を連絡
- ⑤入会手続終了

(会 費)

第4条 准会員は、理事会の定めるところにより会費を納入しなければならない。会費の納入は所属支部へ納入することとする。

(届出事項)

第5条 准会員は、入会申込書の事項に変更が生じたときは、速やかに本会に届け出なければならない。

(資格の喪失)

第6条 准会員は、退職したとき、その資格を失う。

(退 会)

第7条 准会員は、退会しようとするときは、あらかじめ本会に届け出なければならない。

(会費の不返還)

第8条 准会員が退会したときは、既納会費の返還はしないものとする。

(准会員の特典)

第9条 准会員は、会員に準じ、当会主催の行事等に参加することができる。